

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

承認年月日：令和 2年 5月28日

都道府県名：北海道

農業委員会名：北斗市農業委員会

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：北海道
農業委員会名：北斗市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和 2年 4月 1日現在)

1 農家・農地等の概要

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 733 |
| 自給的農家数 | 170 |
| 販売農家数 | 563 |
| 主業農家数 | 282 |
| 準主業農家数 | 62 |
| 副業的農家数 | 219 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 1,205 |
| 女性 | 590 |
| 40代以下 | 245 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 221 |
| 基本構想水準到達者 | 366 |
| 認定新規就農者 | 6 |
| 農業参入法人 | |
| 集落営農経営 | |
| 特定農業団体 | |
| 集落営農組織 | |

※農業委員会調べ

単位:ha

| | 田 | 畠 | | | | 計 |
|--------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|
| | | | 普通畠 | 樹園地 | 牧草畠 | |
| 耕地面積 | 2,340 | 1,910 | 1,910 | | | 4,250 |
| 経営耕地面積 | 2,030 | 1,409 | 1,398 | 11 | | 3,439 |
| 遊休農地面積 | 6.7 | 29.4 | 29.4 | | | 36.1 |
| 農地台帳面積 | 2,351 | 2,694 | 2,694 | | | 5,045 |

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 3月31日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 14 | 14 |
| 認定農業者 | — | 11 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 2 |
| 女性 | — | 1 |
| 40代以下 | — | 2 |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 10 | 10 | 3 |

※女性と重複

*現在の体制を記載することとし、旧・新いいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|-------------------|---|-----------|-------|
| | 4,250 ha | 3,594 ha | 84.5% |
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や後継者不足による担い手の減少が急速に進みつつあることから、優良農地の維持、確保をするとともに、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。 ・相続等により市内に居住者がいなくなり、所有権移転を望む相続人が多く、賃貸借を望む担い手との間で隔たりが垣間見える。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|------|---|--|--|
| 目 標 | 集積面積 3, 630 ha (うち新規集積面積 36 ha) | | |
| | 目標設定の考え方:目標達成のため、関係機関との連携を強化する。 | | |
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者を中心とした担い手の育成確保により、農地の利用集積を図る。 | | |

※1 集積面積は、当該年度末時点での担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| 新規参入の状況 | 平成29年度新規参入者数 | 平成30年度新規参入者数 | 令和元年度新規参入者数 |
|---------|--|----------------------|---------------------|
| | 1 経営体 | 1 経営体 | 1 経営体 |
| | 平成29年度新規参入者が取得した農地面積 | 平成30年度新規参入者が取得した農地面積 | 令和元年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 0. 9 ha | 0. 7 ha | 1. 4 ha |
| 課 題 | <ul style="list-style-type: none"> ・就農はしたが經營が安定しない新規参入者もいるため、地域担い手センター及び関係機関と連携を取りながら、改善を図る必要がある。 | | |

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-------|---|--------|---------|
| 参入目標数 | 2 経営体 | 参入目標面積 | 3. 5 ha |
| 活動計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域担い手センター及び関係機関と連携をとり、スムーズな就農・営農に向けて取り組んでいく。 | | |

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| | 4,250 ha | 36.1 ha | 0.85% |
| 課 題 | ・高齢化や離農に伴う耕作放棄地の増加及び耕作条件不利地の増加。 ・相続移転に伴う遠隔者の未管理・放置の増加及び耕地再生作業経費の増大。 | | |

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び活動計画

| | | | |
|-----------|--|--|-------------|
| 目 標 | 遊休農地の解消面積 2.0 ha 目標設定の考え方:条件不利農地が多くなり、再生作業経費が増大、且つ再生作業補助金の減額により大幅な解消は見込めないが、目標達成に向けて努力する。 | | |
| | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 |
| 農地の利用状況調査 | 26 人 | 8月～9月 | 12月 |
| | 調査方法 | ・8月から9月、農業委員及び農地利用最適化推進委員担当地区内農地の利用状況を調査。 ・土地所有者と耕作放棄地の解消に向けて話し合いを行う。 | |
| 農地の利用意向調査 | 実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
| | 9月～10月 | 10月～11月 | |
| その他 | ・4月から11月まで毎月1回、農地巡回指導(農地パトロール) | | |

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| 現 状 (令和2年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
|-------------------|---|-----------|
| | 4,250 ha | 0 ha |
| 課 題 | ・違反転用は発生していないが、発生した場合は確実に解消を目指す必要があると考える。 | |

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の活動計画

| | |
|------|--|
| 活動計画 | ・農地巡回指導(4月～11月)を実施し、違反転用の監視・指導を行う。 ・違反転用が発生した場合は、違反転用者に対し違反の是正の意向、是正までのスケジュール等の聞き取りを実施。 ・違反転用の発生防止の為、農業委員会広報誌等で農家への啓発等を実施。 |
|------|--|

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入